

一月の納税  
町 都 民 税  
第 四 期 分

よつ さ まり こう ほう  
**福 生 町 広 報**

昭和 36 年 1 月 1 日 第 12 号

発行所 福生町役場

発行兼 福生町役場  
編集人 総務課

印刷所 昭和印刷株式会社



# 謹 賀 新 年

## 「凧上げ」

お正月の空高く子供達の操る凧が上つていきます。木にかかった凧の下では、子供等が無事を祈りながら愛くるしい瞳を向けていました。

# 年頭の辞

福生町長 瀬古 清蔵

明けましておめでとうございます。希望多き新春を迎え、町行政についても決意を新たにするものであります。拾も昨年は町制二十周年を迎え、更に大いなる躍進を誓い、将来の輝きに希望を注いだのであります。が、本年は之等希望多き町の飛躍につながる厳しき行路の第一歩へ歩中も雄々しく踏出したわけでありませう。

高校の誘致、青梅線複線化、自動電話の敷設等多年の願望も実現の段階にきて居りまして、町の近代都市としての重要施設は着々拡充整備されております。

昨年町民各位の絶大なる御声援によりまして町長に就任いたしましたより七ヶ月余り、秋山前町長の後をお引受けし、明るく住みよい町をモットーに情熱を傾けてまいりました。本年度におきましても町民の皆様と共にあらゆる面より町造りに邁進してゆきたいと考えます。

年頭に当り町民皆様の御健康をお祈りすると共に、町発展のため一層の御支援賜りますようお願い申し上げます。御祝詞といたします。

福生町議会議長 高橋 彦市

昭和三十六年の新しい年をむかえ町民の皆さまの御健康とご発展を心からお祈り申し上げます。昨年は町政施行二十周年の年でありかつ福生町がようやく成人となつた年でありましたが本年はここに新しい初春をむかえ立派に大人となつた我が福生町がいよいようえにも発展する黎明の年でもあります。

本年の当面大きな課題といたしましては、首都圏整備法による市街地開発を實現し、工場並に高層住宅の誘致を図るとともに一方教育諸施設の充実、道路の整備、上下水道の拡充、さらには町の環境衛生の整備等、いわゆる広い意味での都市計画事業であります。われわれ町議会議員といたしましては、かような総合計画に対し一致協力して今後の町づくりにあたらねばならないと痛感するものであります。まことに意義深い昭和三十六年であるとともに、これらの計画実現には執行機関と議決機関が相携え、かつ町民各位の絶大なる御協力がなければならぬと思つております。

心算新たな年頭にあたり微力ながら議員全員福生町発展のため尽力することを誓ひ申し上げ本年も辛多き年でありますよう祈念いたしまして、ごあいさついたします。

## 福生町の人口

一日二人増える

区分	34.12末在現	35.12末在現	差引増
世帯数	5,142	5,443	301
人口	総数	21,418	813
	男	10,534	432
女	10,503	10,834	381

福生町はその形態の特殊性から人の移動がかなりはげしく昨年・年間の動きを見ますと、毎日五人強が転入、四人弱が転出して、日平均二人ずつ人口が増えていることになり、別表にその月別の動きを数字で表して見ました。

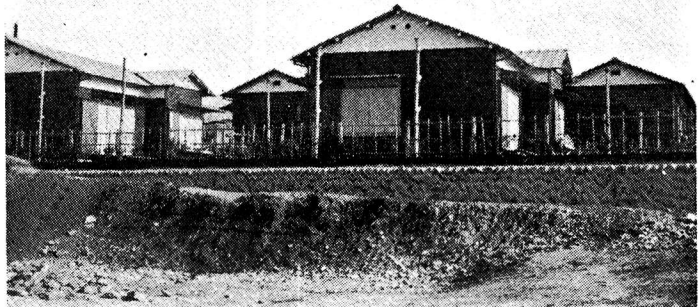
## 月別人口の動き

区分	転入	出生	転出	死亡	月末人口
月別					34.12.20.605人
1	152	31	102	12	20,674
2	109	35	89	12	20,717
3	155	34	138	10	20,758
4	256	35	68	17	20,964
5	211	32	156	13	21,038
6	163	38	123	10	21,106
7	118	27	129	8	21,114
8	147	26	109	0	21,178
9	139	27	94	3	21,247
10	140	46	106	10	21,317
11	138	46	154	2	21,345
12	169	26	119	3	21,418
計	1,897	403	1,387	100	

## 町営住宅の申込者

競争率七倍半

十二月下旬に竣工した昭和三十年度町営住宅の入居者が決定し、三十五年度町営住宅の入居者とした建築戸数二十戸に対してを決める抽せん会は去る十二月二十四日に行われまして、申込者数は一五三人で約七倍半の競争率でした。



(完成した町営住宅)

# 国民年金は皆様の保険です

一、国民年金とは、厚生年金、共済組合といった年金制度に入っていない人々（例へば、ご自分で商売をしている人々）「農業」をしていない人々（主婦）などの皆様の為で作られた年金（恩給）制度です。この年金は皆様が元気に働けるうちに、身金（保険料）を掛けておき、将来、年盛りの夫を失った母子家庭などになったとき、年金を受けて、貧しい生活を味合わなくてもすむようにするのが目的です。

二、被保険者とは、  
①強制適用被保険者  
来年度四月一日現在、二十才以上五十才未満の日本国民で他の年金（恩給、厚生年金共済組合）などに入っていない人及びその年金を受けられない人は必ず加入しなければなりません。

②任意加入被保険者  
来年度四月一日現在、五十才以上五十五才未満の人。  
③恩給、厚生年金、共済組合などに入っていない人。  
④居留部、留学期間、留学期間の大学生、帰国部、留学期間の大学生。

三、届出先  
役場民生課国民年金係にて現在受付中です。

四、保険料（掛金）は、  
二十才以上三十五才未満の人、月額一〇〇円、三十五才以上六十才未満の人、月額一五〇円。保険料が払えないとき、例え所得が少なくなかつても、生活保護を受けていたり、或は長患いの病人がいたりする場合は届出により保険料が免除されます。もし被保険者が途中で死亡したときは、すでに納めていた保険料で死亡一時金を支給するように近く法律が改正される予定です。

五、加入していないと、  
から行つては、国民年金（老令、母子、障害）も一切受けられなくなり、又国民年金法の規定により処罰されることもあります。

六、年金の種類  
被保険者が次の条件にあつたときにその年金が支給されます。

年金の種類	支給条件	年金額
老令年金	保険料を十年以上納めた人が六十五才になつたとき	納め期間により 二〇〇〇円、三〇〇〇円
障害年金	保険料を三年以上納めていた人が、体に酷い怪我（不具等）をしたとき	二四〇〇円、三〇〇〇円 加算金あり
母子年金	保険料を三年以上納めていた十八才未満の子を抱えた妻が、夫に死に別れたとき	一九、〇〇〇円、五八、〇〇〇円
遺児年金	父又は母が保険料を三年以上納めていて亡くなつたとき	セ、〇〇〇円、五、〇〇〇円
寡婦年金	老令年金を受けられる資格のある夫がなくなつたとき、六十才未満の寡婦であるとき	ご主人の受けられる老令年金の半額

○この年金は、国民の生活水準があればそれに併せて当然引上げられ、又インフレ等が起きた場合にも必ず調整され、よき法律で定められています。  
七、その他国民年金のことについて御不審の点がありましたら、役場民生課国民年金係までお問合せ下さい。

## 「解説」

### 商工会法とはどんなものか

1 商工会を作ることが出来る地区  
商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

2 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

3 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

4 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

5 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

6 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

7 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

8 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

9 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

10 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

11 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

12 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

13 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

14 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

15 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

16 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

17 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

18 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

19 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

20 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

21 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

22 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

23 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

24 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

25 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

26 商工会は、その土地の商工業者が仲間て自主的に作る団体として、町村を単位として一つずつ作る事が出来ます。

す。これらの相談指導は、単に求められて相談にのるだけ巡回相談等の指導制度を予定しています。このような仕事をすすめるために、農業改良普及員と似た経営改善普及員というものが全国各地の商工会におかれることになっていきます。

5 商工会はどのように運営されるか  
次にどんな役員がおかれ、どんな運営をするのか、役員としては会長一名、副会長二名以内、理事二名以内、それに監事が二名以内おかれることになり、役員は原則として商工会の会員に限られます。運営は根本方針を総会で定めます。これは、毎年決つた時に会長が集めて開く通常総会と、それ以外の必要に応じて開かれる臨時総会とがあります。総会では、規則の変更や事業計画、収支予算の決定などを決めます。総会での決定は、原則として総会員の二分の一以上が出席したうえで賛成が必要で、会員の数が二〇〇人を超えるような大規模な商工会では、総会を開くことが困難でもあるので、その場合には、総会にかねるべきものとして、総代会を設けることができます。

6 国や都からどんな補助を受けるか  
小規模商工業者に対する補助としては、技術商工業者のための経営改善の改善、発達のための事業をやるために必要な費用補助について、国と都に必要ずつ補助することになってい

ます。これらの相談指導は、単に求められて相談にのるだけ巡回相談等の指導制度を予定しています。このような仕事をすすめるために、農業改良普及員と似た経営改善普及員というものが全国各地の商工会におかれることになっていきます。

5 商工会はどのように運営されるか  
次にどんな役員がおかれ、どんな運営をするのか、役員としては会長一名、副会長二名以内、理事二名以内、それに監事が二名以内おかれることになり、役員は原則として商工会の会員に限られます。運営は根本方針を総会で定めます。これは、毎年決つた時に会長が集めて開く通常総会と、それ以外の必要に応じて開かれる臨時総会とがあります。総会では、規則の変更や事業計画、収支予算の決定などを決めます。総会での決定は、原則として総会員の二分の一以上が出席したうえで賛成が必要で、会員の数が二〇〇人を超えるような大規模な商工会では、総会を開くことが困難でもあるので、その場合には、総会にかねるべきものとして、総代会を設けることができます。

6 国や都からどんな補助を受けるか  
小規模商工業者に対する補助としては、技術商工業者のための経営改善の改善、発達のための事業をやるために必要な費用補助について、国と都に必要ずつ補助することになってい

ます。これらの相談指導は、単に求められて相談にのるだけ巡回相談等の指導制度を予定しています。このような仕事をすすめるために、農業改良普及員と似た経営改善普及員というものが全国各地の商工会におかれることになっていきます。

5 商工会はどのように運営されるか  
次にどんな役員がおかれ、どんな運営をするのか、役員としては会長一名、副会長二名以内、理事二名以内、それに監事が二名以内おかれることになり、役員は原則として商工会の会員に限られます。運営は根本方針を総会で定めます。これは、毎年決つた時に会長が集めて開く通常総会と、それ以外の必要に応じて開かれる臨時総会とがあります。総会では、規則の変更や事業計画、収支予算の決定などを決めます。総会での決定は、原則として総会員の二分の一以上が出席したうえで賛成が必要で、会員の数が二〇〇人を超えるような大規模な商工会では、総会を開くことが困難でもあるので、その場合には、総会にかねるべきものとして、総代会を設けることができます。

6 国や都からどんな補助を受けるか  
小規模商工業者に対する補助としては、技術商工業者のための経営改善の改善、発達のための事業をやるために必要な費用補助について、国と都に必要ずつ補助することになってい

ます。これらの相談指導は、単に求められて相談にのるだけ巡回相談等の指導制度を予定しています。このような仕事をすすめるために、農業改良普及員と似た経営改善普及員というものが全国各地の商工会におかれることになっていきます。

知つておきたいこと

戸籍と国民生活

一、現行の戸籍制度は明治五年の戸籍法三十三期(後中戸籍)を原形とし、その(後中戸籍)の改正を経て昭和二十二年一月一日から施行されました新戸籍法に及んで、新法では夫婦とその氏を同じくする子を単位として戸籍が編成されることになりました。昭和三十三年法務省令第二十号により、旧法が昭和三十三年四月から三ヶ年計画をもつて全国市町村において一斉に開始されています。この仕事は旧法の戸主を中心とした戸籍を新法の夫婦親子を単位とする戸籍に分解しようとするものでありまして、この改正により親子関係、相続関係等に何等変化がないことは云うまでもありません。

籍転等による届出によって始めて効力を発生します。これらの届出には期限はありませんが届出を怠れば所期の効果なく、従つて現実には結婚生活の上での権利を主張できないと法律上の権利を主張できないと、実際には養子として養育されていても届出がない限り法律上の養子とはなりません。従つて遺棄相続の権利はないということになり、犯罪にない虚偽の届出をすれば犯罪にないことになり、また外国において日本人夫婦間の子供が出生した場合、出生地主義をとる国(例えばアメリカ合衆国、ブラジル等)では二週以内の日本国籍保留の届出をしなければ日本国籍を失ひ、当該出生地国の単一国籍を取得することになります。出生した子供に注意を要する点があります。

自治会館で盛大に挙行 成人式

成人式

一月十五日は「成人の日」。昭和二十三年に国民の祝日として制定された「成人の日」は「おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝う」のが趣旨です。例年郡全体で合同成人式を開催して来ましたが、今年からは単独町村でそれぞれ挙行することになりました。福生町では、一月十五日の成人の日、西多摩自治会館に於て盛大に挙行することに先日の教育委員会決定しました。成人者の皆様方には多数出席されますようお願い致します。尚、本年度の成人者は三八〇余りとなつて居ります。

- 一、日時 昭和三十六年一月十五日 午前九時三十分
二、場所 西多摩自治会館
三、対象 昭和三十六年一月十五日現在で満二十才の日本人(昭和十五年一月十六日から昭和十六年一月十五日の間に生れた人)

- 四、式典内容
1 記念式典
2 講演 前農林次官 片柳真吉先生
3 中食 (用意します)
4 余興 歌謡 コント

◎尚、当日出席された成人者には記念品を贈呈します。

選挙人名簿登録人員 昭和35年9月15日現在調

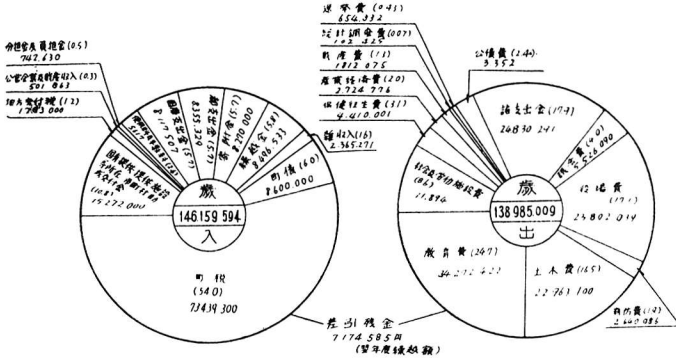
基本選挙人名簿 確定

昭和三十四年九月十五日現 女六、〇三四人計一、五六九在て調整された基本選挙人名人となつて、昨年と比して男二七八人、女三二二は去る十二月二十日をもつ比較して男二七八人、女三二二に確定いたしました。これにより、六人計六〇四人の増加を見せられます。

Table with columns: 投票区, 町内別, 選挙人名簿登録人員 (男, 女, 計), 小計, 合計. Rows include 第一投票区, 第二投票区, 第三投票区, and 合計.

(注) (本町八町内には病院を含む) ( ) は昭和34年度

### 昭和三十五年度一般会計決算



# 昭和三十四年度決算認定 躍進する健全財政

## 歳出総額は一億三千万円

### 一般会計

去る十二月十五日の昭和三十五年度第四回定例町議会に於て昭和三十四年度福生町歳入歳出決算が認定されましたのでその大要を御知らせします。

一般会計につきましては、歳入総額が一億四、六一五万円、昨年より一、四〇〇万円の増となっております。その中で町税が七、三四三万円、全体の五四％を占めています。これは町民一人当たり二、三二一円、一世帯当たり一五、六五八円の負担額となります。その他主な収入源としては、基地交付金が一、五二七万円（一〇％）、国都支出金一、六四七万円（一一％）、町債八六〇万円（六％）等となつています。

歳出総額は一億三、八九八万円、昨年より一、五三三万円の増で、これを項目別に見ますと、主なものとしては、役場費二、三八〇万円（二七％）、土木費二、九六万円（二六％）、教育費三、四二七万円（二五％）、社会及労働施設費一、一八九万円（八％）等が上げられます。その中、事業面への

支出である投資的経費が七、〇一二万円で、全体の五一％となつています。主な事業として土木面では玉川上水宮本橋の架換工事、防衛道路拡中舗装工事、補助道二線路及七号線の拡中工事、駅前第三小学校増築工事、中学校体育館の新築工事社会及労働施設費では町営住宅建設工事が施工されました。

その他特別会計では上水道拡張工事として第二浄水場の築造、多摩台水源の買取等の事業が完了、と場会計では浄化槽の築造工事、冷蔵庫の追加工事が施工されました。

一般会計及び特別会計を合わせますと、昭和三十四年度歳入総額は歳入二億一、二四二万円、歳出一億九、八五三万円となります。

### 特別会計決算額一覧表

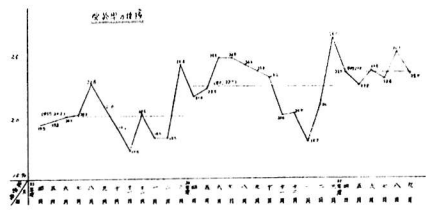
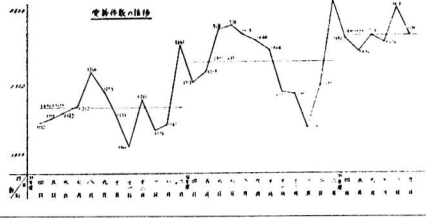
区分	歳入	歳出	差引残
上水道会計	33,522,935	28,410,779	5,112,156
国民健康保険会計	12,621,481	11,135,706	1,485,775
と場会計	10,503,732	10,381,696	122,036
公益質屋会計	9,611,391	9,608,934	2,457

## 国民健康保険の 受診件数と受診率

皆様に御利用されている国民健康保険の昭和三十三年四月より昭和三十五年九月迄の受診件数と受診率の統計が発表されましたのでこれを図表にしてみました。

これにより、受診件数は加入者の増加に伴い上昇を見せ、昭和三十三年度の月間平均件数は一、二二二件でしたが、昭和三十五年

（四月）九月の平均は一、五〇三件となつています。又受診率にも僅かながら増えて、昭和三十三年度の平均が全加入者の二〇、二％であったものが、昭和三十五年（四月）九月は二三、八％となつています。即ち、一〇〇人の中二三、八人がお医者さんにかかっていることになり



### 着々進捗中

―防衛道路。水源道路  
 去る十二月一日に工費九〇万円をもつて着工した防衛道路(補助道六号線)城市舗装工事と、これより半月前に着工した水源道路新設工事は、目下順調に進捗中であり、防衛道路が三月末、水源道路が二月中旬、それぞれ竣工の予定である。



### 今年の

### お正月も

### 新生活運動を

### 守りましょう

福生町消防団では、一月八日十二時より町立第四小学校に於て昭和三十六年消防始式を行います。  
 これからの火災シーメンに

### 消防始式

備え消防団の人員、装備を檢一般町民に消防思想の普及し、團員の志気を昂揚し、底を図ることを目的して催されるもので、当日は優良団員の表彰、ポンプ操法等が行われ、ます。

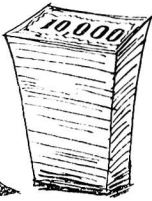
## お正月の衣食住

**衣** 〇晴着の用がすんだら、よくシミの有無をしませ。汗などはソープスロープで落ちます。  
 〇夜がひえま。肩にかかるフトンぐらいのうすしいフトンか厚手のタオルでもつけよう暖かくなります。  
 〇手袋類は思ったよりよくなるものです。毛糸ものは冬の間に、三回洗うとよい。革製のものは、ペンジンかアンモニアで洗うとよい、オリブ油でなめすときれいになるし、もちがちがよい。  
**食** 〇正月料理はとかくアンバランスになりがち。これを反省して寒さに対する抵抗力を作ります。  
 〇カガミ開きは十一日。カビたおモチははいせぬ。カビを落し水モチにします。こちこちにかわいたら、こまかくして油であげると栄養たつぶりな間食になります。  
**住** 〇部屋をあたたかく、ということでは換気を忘れないでください。とくに受験生のいる家庭ではよく用心は言うまでもないが、暖房のパケツに水をはつておきましょう。  
 〇寒くなるので台所用具の手入れが、おつづくようになります。時にはフキンなどもサラシ粉で消毒します。寒いときだからといって中毒や伝染病も起ります。流しの中がぬるぬるしているのも不潔で、すみずみまでよく洗いおきましょう。  
 〇進物のおかし折などのカラ容器がたまりま。ビール箱やミカン箱は、本棚や本箱、また飾り棚につくきれいな物にも使えるのも楽しい箱などは、ハリ紙で、利用不能のものは、さつぱりと整理いたしましょう。



### 〇一兆円と云う数字

戦後、わが国の一般会計は一兆円を突破するようになり、一兆円札、一兆円券が、億円で、これを積み重ねると一兆円の高さになります。一兆円になりますと、一億円の一万倍で、その高さは一兆倍となり、富士山で一兆円(十億枚)を敷きつめると、日本全土の約三倍半に匹敵する広さになります。一兆円というお金は、毎日百万円ずつ湯水のように使っても二千七百年余りたたり、使い切れないことになり、神武の昔から使いだしてもまだ使い切れない金額です。



### 1月の

## 広報

- ▽初もつて(一日) 例年初もつては最も混雑するのは、午前零時から四時三十分まで、民間一時も早くも閉まるの間である。友人、知人などはこの期間を避けて、かまもなく保護者や送迎してゆくこと、但しこの事故防止のためには呼びかけること。
- ▽年始の新生活運動(一日七日) 新年は人心一新の契機となつてこそ意義がある。新しい自衛隊の出発点として家業を更けて計画を立て、家計簿の記載やムツク新貨の買入の第一をふみ出すよう強調すること。(新生活運動会)
- ▽熱管理強調運動(一月一二月) 工場、事業場を当面の対象として熱害の向上運動。重点は熱の発生と防止にある。向こう三月の運動期間中、家庭に対しても風呂、ガス、炊爨などのムツクを注意すること。熱害の向上運動の協力を促すこと。(工業技術院)
- ▽少年法施行十二周年(一日) 一日は少年法、少年院法施行十二周年記念の日。この機会に家庭裁判所の窓口からみた少年非行の更張を知らせて一般の関心を高めること。多くに家出、意欲、交友、不良な事防止のため早期治療の必要性を訴へる。(家庭裁判所)
- ▽消防出初式(六日) 正月は祝賀や年回りなどの忙しから、火の使用頻度も多いため、防火に対する注意から、出初式も行われるが、関連されて火の用心を強調すること。(消防)
- ▽成人の日(十五日) 満二十歳上つた青年を祝いはげませる日であるが、問題は青年自身の脚にもある。おとなとして青年らしくしたる権利や義務について自覚を促し、また選挙の公明確立に青年が大きく力を発揮することを、新権者啓蒙の運動を盛めること。(法務省自治部)
- ▽お年玉つぎ年賀はがき(十五日) お年玉つぎ年賀はがきは有効期限の十日後利用の場合は一円切手をはり足すこと、早急の交付期間は一二月二十日から七月十九日までとなるが、なるべく早く受け取ること。(郵政)
- ▽団体冬季大会スケート競技(下旬・長野) スケートは冬のスポーツ。教育計画の一環としての学校給食の贈付を徹底し、これらより方向を換して計一層の改善を図ることを強調すること。(交部)
- ▽文化財防火デー(二十六日) この日世界の国定とされた法律守の金庫が火災にあつてから十二年目になる貴重文化財を火から守るために禁煙の励行や火の取り扱いに注意すると共に消火施設の完備徹底させるよう、関係者並びに一般の関心を促すこと。(消防)
- ▽家族保険新加入運動(一月・三月) 一枚の保険証書で後の生活の助けとする。家族で共済を保障する。一百万の家族保険を、新しい生活設計の助になる。家族で共済を保障する。(政保)
- ▽固定資産税の申告(三十日) 家庭など固定資産の所得者は、毎年一月一日現在の申告書に記入し、定められた事項を一月三十一日までに出告示する。増徴のその旨を周知すること。(自治)
- ▽郵便貯金増強運動(十一月から継続一月三十一日まで) 新年年始の郵便貯金運動は一月末までとなつて、郵便貯金の天来性を訴へて、貯蓄奨励のキャンペーン推進すること。(郵政貯金局)